

改正育児・介護休業法等説明会

講師：香川労働局 雇用環境・均等室 担当官
香川産業保健総合支援センター 担当者

多様で柔軟かつ安心・安全な働き方の実現に向けて、職場の雇用環境整備について、下記①～④の内容で説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

①改正育児・介護休業法について

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置義務化、産後パパ育休制度などが順次施行されます。

②職場のハラスメント防止対策について

令和4年4月から中小企業においても、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務となります。

③改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定・届出等の義務対象が、令和4年4月1日から常時雇用する労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

④治療と仕事の両立支援について

多様で柔軟な働き方のひとつとして掲げられている治療と仕事の両立支援、病気を抱える労働者が安心・安全に働くための環境整備について説明いたします。

日	時	令和4年2月28日(月)、3月2日(水) いずれかご都合の良い日でお申し込みください。	
時	間	14:00～15:30	
申 込 締 切 日		2月20日(日)	
研 修 方 法		Web開催(Zoomミーティングを使用します。)	
定 員		各回50名	
対 象 者		事業主、人事労務担当者等労働者の雇用管理に携わる方	
申 込 方 法		香川産業保健総合支援センターホームページ内にある 研修・セミナー申込フォームからお申し込みください。	研修・セミナー ページ QRコード 



- ◆ お申込みの際にご記入いただいたメールアドレスに、Web研修会のミーティング情報を送信いたします。研修日3日前になっても届いていない場合は、お手数ですが、香川産業保健総合支援センターまでお電話でご連絡ください。
- ◆ 申込締切日前に「定員」に達した場合は、受付を終了させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ◆ キャンセルの場合、香川産業保健総合支援センターまでご連絡をお願いいたします。

【お問合せ先】 (独) 労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター

〒760-0050 高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階

TEL 087-813-1316 FAX 087-813-1317

ホームページ <https://www.kagawas.johas.go.jp>



かがわさんぽ